

令和7年度 宜野湾市 介護保険サービス事業者等集団指導

地域密着型サービス事業所における 運営推進会議の設置・運営について

1. 運営推進会議の目的と趣旨

会議の「目的」と「趣旨」を理解する

運営推進会議の4つの趣旨



「抱え込み」防止

事業所がサービスを閉鎖的に行うことを防ぎ、開かれた事業所運営を促します。



運営の透明性の確保

事業所運営を外部に開示し、公正性・明確性を確保します。



地域との連携の確保

地域住民や関係機関とのつながりを強化し、地域全体で支える体制を構築します。



サービスの質の確保

外部の視点や意見を取り入れ、継続的なサービス改善につなげます。

2. 設置対象事業所と開催頻度

どの事業所が、どれくらいの頻度で開く必要があるか

サービス種別ごとの開催頻度

開催頻度	対象サービス
概ね 6か月に1回 以上	指定地域密着型通所介護 指定(介護予防)認知症対応型通所介護
概ね 2か月に1回 以上	指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護 指定看護小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型特定施設入居者生活介護 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
概ね 12か月に1回 以上	療養通所介護

注意事項: 合同開催の要件

-  **個人情報の保護**: 利用者・家族については匿名とするなど、プライバシー保護を徹底すること。
-  **同一生活圏域**: 同一の生活圏域内に所在する事業所であること。
-  **回数制限**: 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき回数の「半数を超えない」こと。(通所系除く)
-  **外部評価**: 外部評価を行う運営推進会議は、必ず「単独開催」で行うこと。

3. 構成委員について

誰に参加してもらう必要があるか

構成委員の5分野

以下の分野より各1人以上、計5人以上の参加を原則とします。



利用者・家族



地域住民の代表者

自治会、民生委員等



市職員



地域包括支援
センター職員



知見を有する者

他法人事業所等管理者、
協力医療機関の医師、協
力医療機関等の医師・看
護師、高齢者福祉や認知
症ケアに携わる者等

4. 議事内容の記録・報告・公表・保管

会議の「その後」に必要な事務手続き

会議後の手続きフロー



ご清聴ありがとうございました